

令和7年度 第3回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会議事録

- 1 日 時 令和7年11月13日(木) 午後1時30分から午後3時まで
2 場 所 倉吉市役所第2庁舎 302会議室
3 出席者 委員12名(全委員16名)、事務局(市民生活部長、人権政策課4名)
4 概 要 **■:議長発言、○:委員発言**

(1) 資問

第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画を策定するにあたり、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例第2条の規定に基づき、審議会に意見を求めるよう、倉吉市長の代理として市民生活部長が質問を行った。

(2) 協議事項

第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画(素案)について

■第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画(素案)について事務局に説明を求める。

<事務局説明>

■説明のあったことについて委員の意見を求める。

第1章 計画の基本的事項(計画の概要)

○①P1 第1節 人権問題をめぐる情勢 (1)国際的な情勢

企業による人権侵害が社会問題になっている。国連人権理事会では「ビジネスと人権」の枠組みをつくり、国においても改善案を作っている。このことを盛り込んではどうか。

○②P1～P2 (2)国における取組

R6 年障がい者差別解消法の改正を加えてはどうか。事業者が対応を求められている状況であったり、自治会も(合理的配慮の提供の)義務を果たす対象として捉えられている。

○③P2 (3)県における取組

インターネット上の誹謗中傷などの問題に対応するため、年内に県条例改正の動きがある。計画策定までに間に合うのであれば追加してはどうか。

○④P4 第4節 計画目標と人権施策の推進方針

(1)計画目標

「身の回りで人権侵害を受けた市民の比率」と「人権相談の件数」は説得力のある数字である。市民の人権意識が高まり、人権侵害を受けた市民が少なくなると、人権相談の件数が下がるため、どちらを基準に考えたらいいのか悩ましい。

今後、成果指標の方向転換ができるのであれば、「人権侵害を見聞きしたときに何らかのアクションがとれたかどうか」を数字として使うことも一案である。

また、「身の回りで人権侵害を受けた市民の比率」は令和6年度市民意識調査のものであると思うが、市民意識調査の問い合わせでは、「身の回りで」の表現はなく、もっと広い意味での問い合わせたと思うので確認をお願いしたい。

○⑤P4 (2)人権施策の推進方針 ①人権教育・同和教育の推進

「いじめはいけない」と考える児童生徒が例年9割を超えているとあるが、学校教育の成果としては有効な数字ではないと思う。いじめを何らかの方策で止められることを知っている子どもの数を増やしていくことが、学校教育の成果として有効だと思う。マインドを含めた環境整備が必要である。

(事務局)

- ・①国からも示されているため、追加する。
- ・②大きな動きであるため、追加する。
- ・③現段階では県の具体的な手段が分かっていない。計画策定に間に合わない場合は、追加は難しい。
- ・④成果目標では、相談しやすい体制づくりを考えている。人権意識の高まりで、相談できる人を増やしたい。成果指標にある「身の回り」という表現は、「市民意識調査」や「人権・同和意識調査」では使っていない。第12次倉吉市総合計画では、身近な状態で人権侵害を受けたことがあるというニュアンスを伝えるために使っている。素案に書いてある表現としたい。
- ・⑤学校教育課のアンケートから、学校教育の成果を示すものを掲載している。アンケートの取り方や内容については、学校教育課と協議していきたい。

第2章 部落差別問題の解消

OP8 第1節 人権啓発・同和教育の推進 (1)人権啓発・同和教育の推進

若年層に向けた啓発方法の工夫として、「SNS や動画コンテンツなどの媒体を活用した啓発活動」「倉吉市企業連絡会などの各種団体と連携し、職場における人権侵害の防止と救済に向けた研修」とあるが、これらは、部落差別問題に限らない取組である。他の人権課題全体に共通するものとして書けないか。

(事務局)

- ・他の人権課題にも共通するものとして記載する。

第3章 障がいのある人の自立と社会参画の推進

OP14 第1節 人権啓発・教育の推進

・「地域社会においては、バリアフリーやユニバーサルデザインの理解促進等を通じて」とある。合理的配慮の提供義務は自治会やボランティア団体にも係るものであるため、「合理的配慮の提供」と「不当な差別の禁止」と並べて記載してはどうか。

(事務局)

- ・記載の仕方を検討したい。

○医療的ケア児の保護者(養護学校)から見れば、一般校には高い壁がある。「教育の保障」について計画に載せるべきか分からないが、意見として言っておきたい。

(事務局)

- ・様々な障がいがあっても、合理的配慮のもとで、保育・教育が受けられる状態をという思い

で、P14 第 1 節の取組の推進②の二番目のばつ「保育・教育現場においては…」と掲載している。その部分に、どういう状態であってもという意味で、「医療的ケア児」に関する記載を希望されるのか。

○よく分からぬ。意識的なところが入ればいいと思った。

(事務局)

・いただいた意見は検討する。

○医療的ケア児の学びの保障の意見で、第 1 節「取組の推進」②の中に合理的配慮が先ず一つあるのと、環境整備というものを併せて入れてはどうか。合理的配慮はその時その時に、スポット的にオーダーメイドで行うものであるのに対し、環境整備では普段からやりやすくするために環境を整えておくことや人を配置するなどの意味になる。

○環境整備は P15 第 3 節に書かれているが、P14 第 1 節にはないため、書いてあるといふと思う。

(事務局)

・P14 第 1 節の取組の推進②の「合理的配慮」には、ソフト・ハードの両方のことを書いてい る。もう少し内容があるといふのであれば、書き方を考えてみたい。

○P13 現状と課題に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」とあるが、「情報流通プラットフォーム対処法」の方が新しい言葉ではないか。

(事務局)

・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」は、障がい者による情報の取得の利用促進を図るもの。一方で「情報流通プラットフォーム対処法」は、インターネット上に人権侵害の投稿があった場合に事業者が相談を受け付けて対処する仕組みをつくるのもので、別の制度である。

第 6 章 こどもの人権尊重

○P22 第 1 節「取組の推進」①で、こどもを対象に、自分たちの持っている権利を学ぶことについて掲載できないか。「取組の推進」①の内容は大人向けである。こどもが自分の権利を知ることは大事であるので、何らかの形で入れ込んで欲しい。こどもを対象として書いてほしい。

(事務局)

・検討する。

第 7 章 高齢者の社会参加の促進と人権尊重

○P26 第 3 節 社会参画の推進（取組の推進）③

バリアフリー化の推進のところに、合理的配慮も入れて欲しい。バリアフリー化は物質的な環境を整えるもの。合理的配慮をすることで、現場に意識が出ればいいと思う。

(事務局)

・③はハード的なことをイメージして書いた。合理的配慮をどこに入れて書くのが適切なのか

考えみたい。

第8章 病気にかかわる人の人権尊重

OP26 ハンセン病は感染力もきわめて弱いとある。令和5年度「厚生労働省のハンセン病に係る全国的な意識調査」の結果で、病気のことが意外に知られていないことが分かっているため、これまでのハンセン病に関する学習がうまくいっていなかったのではないかと問題視されている。國の人権教育・啓発に関する基本計画においても、ハンセン病についてアクセントをつけて書かれている。ハンセン病の周知が足りていないことを書き添えることで、この問題に取り組んでいかなければならぬことに説得力が出ると思う。

勉強をしてきているはずの10代と高齢者層において、感染力が弱いではなくて、感染を恐れて、「怖い、近づきたくない」という意識を持っているという報告もある。

○(取組の推進)に付け加えることができるかもしれない。また、県事業で、国立療養所長島愛生園(岡山県)の訪問の際に、中部の参加が少ないことを聞いているため、それを進めていくということも、どこかに入るのではないかと思う。

(事務局)

・確認して検討したい。

○ハンセン病は今でも感染することはあるのか。

(事務局)

・国立療養所長島愛生園で学芸員から伺った情報では、今の時代の栄養・衛生状態から考えるに日本では発症することはない。発症した場合は薬で完治ができる。現在でも、発展途上国では、栄養状態や衛生状態が影響して発症は続いている。

第10章 さまざまな人権問題の解決

OP29～P31、第1、第2、第3の3つの人権課題に係る施策の方向として、「人権啓発の推進」「人権擁護の確立」がまとめて書いてあるのは何故か。

(事務局)

・現状と課題はそれぞれ違うが、取組の推進の方向性は「啓発と人権擁護」で同じである。

○第1、第2、第3の3つ人権課題の「施策の方向性」は共通のものであり、「人権啓発の推進」「人権擁護の確立」としていることを、もう少し分かりやすくした方が良い。

(事務局)

・書き方について修正したい。

OP30 性的マイノリティの人権について、各種マスコミによる同性婚に対する意識調査では、同性婚に対して理解のある国民の割合が高いことが分かっている。同性婚訴訟が全国各地で行われており、これらの判決では違憲という判決が多く、このことを書き添えると問題への理解が広がりつつあることが読み取れる文章になる。

(事務局)

・意識調査を確認しながら検討したい。

■委員の皆様からのご意見等を踏まえ、今後の計画策定を進めていただきたい。

(3)今後のスケジュールについて

■今後のスケジュールについて事務局に説明を求める。

(事務局説明)

- ・令和7年12月中旬～令和8年1月中旬 パブリックコメントの実施(30日間)
- ・令和8年1月 パブリックコメントの計画への反映・検討
- ・令和8年2月 第4回審議会(答申)

■説明のあったことについて委員の意見を求める。

<意見なし>

(4) 次回の審議会の日程調整について

(事務局)

- ・第4回審議会は、委員の日程調整を行い、令和8年2月上旬に開催したい。